

資料編

資料 1

<カンボジア王国概要>

- ・ 国名 カンボジア王国（英語名 Kingdom of Cambodia）
- ・ 首都 プノンペン（Phnom Penh）
- ・ 面積 約 18 万 1,035 平方キロメートル（日本の半分弱）
- ・ 位置 東経 102° 40′ ～107° 37′
 北緯 8° 35′ ～14° 40′（東側はベトナム、西側はタイ、
 北側はラオスに国境を接し、南側はシヤム湾に面する）
- ・ 気候 熱帯モンスーン気候（年間平均気温 27.6 度、年間降雨量
 1,320mm）
 季節は雨期（6 月～10 月）と乾期（11 月～5 月）に分かれる
- ・ 人口 11,426,223 人（1998 年 3 月調査結果）
 14,100,000 万人（2004 年推定）
- ・ 言語 クメール語
- ・ 外国語 現在、都市部では英語が第 1 外国語として使用されている
 が、内戦以前に教育を受けた年配者はフランス語を話す
- ・ 宗教 小乗仏教 95%、イスラム教 3%、キリスト教 2%
- ・ 民族 クメール人（カンボジア人）90%、少数民族として中国系、
 ベトナム系、チャム族、山岳民族
- ・ 政体 立憲君主制
- ・ 元首 ノロドム・シハモニ（Norodom Sihamoni）
- ・ 政府 首相 フン・セン（Hun Sen）
- 外相 ホー・ナム・ホン（Hor Nam Hong）
- ・ 国会 二院制
 国民議会議長 ヘン・サムリン（Heng Samrin）（注：2006 年 3 月 21 日就任）
 上院議長 チア・シム（Chea Sim）
- ・ 外交基本方針 中立・非同盟、近隣諸国をはじめ各国との平和共存
- ・ 軍勢力 総兵力 約 12.5 万人（2003/2004 年版ミリタリー・バランスより）

資料2

<カンボジア歴史年表>

◎カンボジア建国の歴史

紀元1世紀 扶南（フナン）王国

紀元6世紀 真臘（チェンラー）

紀元9～13世紀 アンコール王朝時代

同12世紀前半 アンコール・ワット寺院の建設

同12世紀後半 アンコール・トム寺院の建設

◎近世

紀元13世紀末～16世紀 シャム（タイ）のカンボジア侵略と干渉によりアンコールから遷都

紀元17世紀 シャムに対抗するためベトナムの支援を要請、その結果ベトナムの干渉を受け、以降東西の両隣国から領土を浸食される

◎近代

1863年6月 フランスの保護国となる

1887年10月 フランス領インドシナ連邦に編入される

◎現代

1941年7月 日本軍のカンボジア進駐

10月 ノロドム/シハヌーク王の即位

1945年3月 日本軍によるフランス勢力の駆逐（仏印処理）

8月 フランス勢力の復帰

1953年1月 日本・カンボジア外交関係樹立

11月 **カンボジア完全独立**

1954年11月 カンボジア、対日賠償請求権放棄

1954年7月 インドシナ・ジュネーブ協定署名（第一次インドシナ戦争終結）

1955年3月 シハヌーク、国王を退位し、首相に就任

- 12月 日・カンボジア友好条約調印
- 1959年3月 日本・カンボジア経済・技術協力協定署名
- 1960年6月 シハヌーク、国家元首に就任（父スラマリット国王の逝去）
- 1963年2月 カンボジア・中国友好不可侵条約締結
- （1965年2月 米軍、北ベトナム爆撃開始）
- 1965年5月 カンボジア、米国と国交を断絶
- （1966年5月 中国で文化大革命開始）
- 1968年2月 クメール・ルーージュ、反右派、反シハヌーク派の武装闘争開始
- 1969年6月 カンボジア、南ベトナム臨時革命政府承認
- 8月 ロン・ノル右派内閣成立
- 1970年1月 シハヌーク国家元首、外遊

◎激動の時代

- 1970年3月 **カンボジア国会、シハヌーク国家元首解任**（ロン・ノル將軍によるクーデター）
シハヌーク、亡命先の北京でカンボジア王国民族連合政府を樹立、内戦の勃発
- 1975年4月 **クメール・ルーージュ軍、プノンペンを攻略、全土制圧、都市住民の地方強制移動、ジェノサイドの始まり**
（1975年4月 南ベトナムのサイゴン（現ホーチミン市）陥落）
- 9月 シハヌーク、北京から帰国（以降1979年1月まで、事実上王宮に軟禁）
- 1976年4月 民主カンボジア政権へ移行
- 1977年8月 「福田ドクトリン」（マニラでの政策演説）（インドシナ諸国との間に相互理解に基づく関係の醸成、東南アジア全体の平和と繁栄の構築）
- 12月 カンボジア、ベトナムと国交断絶
- 1978年9月 佐藤駐中国大使、北京よりカンボジア訪問し、民主カンボジア（ポルポト政権）に信任状奉呈
- 12月 ベトナムの支援でカンボジア救国民族統一戦線結成、ベトナム

ム軍のカンボジア侵攻

- (1979年1月 米中国交正常化)
- 1979年1月** ベトナム軍に支援された反ポルポト軍、プノンペンを攻略、**カンボジア人民共和国**（ヘンサムリン政権）樹立
- (1979年2月 中国、ベトナム北部国境地帯を攻撃)
- 8月 カンボジア人民法廷（プノンペン）が開催、ポルポト等に対して死刑判決
- 1982年6月 民主カンボジア連合政府（シハヌーク殿下を頂く抗ヘンサムリン政権の三派連合政府）の樹立
- 1985年1月 フンセン、カンボジア人民共和国首相に就任
- 1988年5月 竹下首相、「竹下3原則」＝国際協力構想：①平和のための協力強化、②国際文化交流の強化、③日本のODA拡充・強化）を発表
- 1989年6月 ヘンサムリン政権、国名をカンボジア国に変更
- (1989年6月 天安門事件)

◎カンボジア和平への動き

- 1989年7月 第1回パリ和平会議開催
- 9月 ベトナム政府、ベトナム軍のカンボジアからの撤退完了宣言
- 9月 「ベーカー・イニシアチブ」（ベーカー米國務長官、AESAN外相との朝食会で、国連安保理によるカンボジア問題の関与を示唆）
- 11月 「エバンス」提案（豪政府、国連管理下のカンボジア和平に関する「レッド・ブック」を作成し、エバンス外務・貿易大臣は議会で、独自の和平提案を示した）
- 1990年1月 カンボジア問題に関する第1回国連安全保障理事会常任理事国（P-5）会合（パリ）
- 2月 日本政府、ヘンサムリン政権との直接接触を開始
- 6月** 「**カンボジアに関する東京会議**」開催（カンボジア最高国民評議会＝SNCの設置に合意）
- 7月 「ベーカー・シフト」（米国のインドシナ政策の転換：①抗

越 3 派の国連代表権を支持しない、②カンボジア問題についてベトナム政府との対話を開始、③プノンペン政権との対話を行うことも検討)

- (1990 年 8 月 米越対話開始)
- 8 月 第 6 回安保理 P-5 会合で、「枠組み合意」案 (和平後の暫定期間中の行政面、軍事面のアレンジメント) 完成
- 11 月 「包括的合意文書」案が完成
- 12 月 インドシナ三国首脳会議 (ビエンチャン)
- (1991 年 1 月 湾岸戦争開始)
- 1991 年 4 月 フンセン首相、メディカル・チェックの名目で来日
- 6 月 中山外相ベトナム訪問、フンセン首相と会談
- 10 月 **第 2 回カンボジア和平国際会議開催 (パリ)、和平協定に調印**、米国は対カンボジア経済制裁を解除し、ベトナムとの国交樹立に向けての正式交渉開始
- 11 月 国連、PKO 活動開始に先立ち、先遣ミッション (UNAMIC) を派遣
- 1992 年 1 月 UNTAC (国連カンボジア暫定機構) 特別代表に明石康国連事務次長を任命
- 2 月 **国連安保理、UNTAC 設置決議** (総数 2 万人、44 カ国)
- 3 月 UNTAC、カンボジアでの正式活動開始
- 3 月 在カンボジア日本大使館再開
- 6 月 PKO (国連平和維持活動) 法案成立
- 6 月 「カンボジア復興国際会議」開催 (東京)
- 1993 年 4 月 国連ボランティアの中田厚仁氏、カンボジアで殺害される
- 5 月 高田晴行警部補 (後に警視に昇進)、文民警察として活動中に武装グループに殺害される
- 5 月 **UNTAC による第 1 回制憲議会選挙実施** (日本から 41 名参加)

◎新生カンボジア

1993 年 7 月 **カンボジア暫定国民政府発足** (ラナリット第 1 首相、フン・

- セン第2首相による連立政府)、**新憲法成立**
- 9月 第1回カンボジア復興国際復興委員会 (ICORC) 開催 (パリ)
- 9月 カンボジア王国政府発足 (シハヌーク国王)
- 1994年4月 米上院、「カンボジアジェノサイド法案」を採択
- 7月 チャクラボン元副首相らのクーデター未遂事件
ボル・ポト派の非合法化法案成立
- 10月 政治腐敗を批判し続けていたサム・ランシー経済・財政相の更迭、大幅な内閣改造
- 1995年7月 ASEAN へのオブザーバー参加
- 11月 サム・ランシー、「クメール国民党」を結成
- 11月 シリヴット前外務大臣、フン・セン第二首相暗殺容疑で逮捕、亡命
- 1996年1月～2月 ボル・ポト派が政府軍と戦闘
- 9月 カンボジア政府、イエン・サリ元民主カンボジア首相に恩赦
- 11月 フン・セン第2首相の義弟 (内務省高官) の暗殺
- 1997年2月 国民統一戦線 (ラナリット議長) 結成
- 3月 クメール国民党の国会前デモに対する爆弾テロ
- 6月 ソン・セン元国防相 (クメール・ルーージュ)、ボル・ポト派により殺害される
ボル・ポト、人民裁判を受ける
- 1998年2月 日本、「4項目提案」(98年の総選挙に反フン・セン勢力の参加による民主的選挙として国際的認知の必要性など)を提出
- 3月 ラナリット殿下、国内裁判により有罪、シハヌーク国王による恩赦
- 3月～4月 クメール・ルーージュ強硬派の最後の拠点が陥落
- 4月 **ボル・ポト死去**
- 7月 **総選挙 (人民党の勝利)**
- 11月 フン・セン体制確立 (フン・セン首相、ラナリット国民議

- 会議長、チア・シム上院議長)
- 12月 キュー・サンパン、ヌオン・チア（クメール・ルーージュ幹部）が投降
- 1999年1月 ソン・サン党、FUNCINPEC 党に吸収合併
フン・セン首相、王国政府軍司令官を辞任
- 2月 国連専門家、クメール・ルーージュ裁判のための国際法廷の
ブノンペン設置を発表
- 3月 タ・モック（クメール・ルーージュ最後の幹部）を政府軍が
逮捕
- 4月 **ASEAN に正式加盟**
- 2000年1月 カンボジア国民議会、クメール・ルーージュ指導者裁判のため
の特別法廷設置法案を採択
- 1月 インドシナ3国首脳会議（ラオス）
- 1月 小淵総理、カンボジア訪問
- 11月 日本を含む11か国、国連人権委員会にクメール・ルーージュ
裁判の決議案を提出
- 2001年6月 秋篠宮同妃殿下、カンボジアを御訪問
- 8月 クメール・ルーージュ裁判法案が国王の署名により正式に成
立
- 2002年1月 塩川財務大臣、カンボジアを訪問
- 2003年1月 プノンペンのタイ大使館襲撃事件（タイ人女優のアンコー
ル・ワット遺跡帰属発言）
- 6月 カンボジア政府、国連事務局と KR 裁判に係わる合意文書
に署名
- 6月 プノンペンで ASEAN+3 外相会議開催
- 7月 **総選挙実施（人民党圧勝 73 議席、FUNCINPEC 党 26 議
席、サム・ランシー党 24 議席）**
- 2004年7月 国民議会、憲法の追加規定採択（新政府への信任投票を求
めて、1年来の政治的膠着状態終止のため）
- 7月 **国会は新連立政府を承認（人民党+FUNCINPEC 党）**
- 10月 国連との KR 裁判合意文書の批准及び関連国内法改正

| | |
|---------|--|
| 10月 | シハヌーク国王引退（7日）、シハモニ新国王即位（29日） |
| 10月 | カンボジア、世界貿易機構（WTO）に加盟（13日） |
| 2005年2月 | サム・ランシーら野党議員3名、国民議会で議員特権剥奪（議員1名逮捕、サム・ランシー国外出国） |
| 3月 | ナム・ノン・ドゥック・マン・ベトナム共産党総書記、シハモニ・カンボジア国王の招待により、カンボジア訪問（共同宣発出：1999年及び2001年のベトナム—カンボジア宣言の協力原則を確認） |
| 4月 | 国連とカンボジア政府の間で「クメール・ルージュ裁判」の態様を規定した「合意文書」が発効 |
| 6月 | 町村外務大臣（当時）のカンボジア訪問 |
| 2006年1月 | 上院議員選挙 |

資料3

<カンボジア経済指標>

| | 主要経済指標 | | | | | |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
| 名目 GDP （百万米ドル） | 3,592 | 3,721 | 3,983 | 4,195 | 4,582 | 4,904 |
| 実質 GDP （上昇率） | 7.0% | 5.7% | 5.5% | 5.3% | 6.5% | 3.2% |
| 1人当たり GDP （百米ドル） | 281 | 284 | 297 | 305 | 325 | 339 |
| 1人当たり GDP （上昇率%） | 1.6% | 1.0% | 4.4% | 2.7% | 6.6% | 4.5% |
| リエルの対米ドル 相場（年平均） | 3,859 | 3,924 | 3,921 | 3,980 | 4,014 | 4,000 |
| 純外貨準備高 （百万米ドル） | 411 | 467 | 567 | 635 | 677 | 695 |
| インフレ率 （第4四半期ベース）* | -0.8 | -0.6 | 3.3 | 0.5 | 5.6 | 2.8 |

人口 (百万人) 12.8 13.1 13.4 13.8 14.1 14.5

出所：カンボジア経済研究所（政府及び国際機関の基本データに基づく）、

*ACLEDA Bank Plc（IMF,国立銀行より）

財政統計（10億リエル）

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 国内歳入 | 1,442 | 1,561 | 1,762 | 1,746 | 1,970 | 2,061 |
| 經常収入 | 1,412 | 1,552 | 1,746 | 1,743 | 1,952 | 2,061 |
| 税収入 | 1,059 | 1,129 | 1,249 | 1,218 | 1,493 | 1,667 |
| 直接税 | 136 | 140 | 126 | 150 | 167 | 180 |
| 間接税 | 533 | 612 | 700 | 673 | 864 | 936 |
| 国際貿易 | 391 | 376 | 424 | 395 | 462 | 551 |
| 税以外 | 353 | 424 | 497 | 525 | 459 | 394 |
| 資本収入 | 29 | 9 | 16 | 3 | 18 | 0 |
| 歳出 | 2,120 | 2,387 | 2,770 | 2,914 | 2,890 | 3,067 |
| 資本支出 | 897 | 996 | 1,191 | 1,244 | 1,240 | 1,299 |
| 經常支出 | 1,223 | 1,391 | 1,579 | 1,670 | 1,650 | 1,768 |
| 国防・治安 | 438 | 405 | 387 | 397 | 390 | 430 |
| 同給与 | 301 | 274 | 282 | 287 | 290 | 320 |
| 同その他 | 137 | 131 | 105 | 110 | 100 | 110 |
| 文民行政 | 785 | 986 | 1,192 | 1,273 | 1,260 | 1,338 |
| 給与 | 211 | 214 | 304 | 328 | 350 | 370 |
| 同その他 | 574 | 772 | 888 | 945 | 910 | 968 |
| 經常赤字 | 190 | 161 | 167 | 73 | 302 | 293 |
| 総合赤字 | -678 | -826 | -1,008 | -1,168 | -920 | -1,006 |
| 外国資金 | 707 | 763 | 1,074 | 1,009 | 990 | 1,006 |
| 贈与 | 384 | 396 | 451 | 412 | 381 | 404 |
| 借款（純） | 323 | 367 | 622 | 597 | 609 | 602 |
| 国内資金 | -28 | 62 | -65 | 159 | -70 | 0 |
| 銀行 | -115 | -60 | -104 | 4 | 0 | 0 |
| その他 | 86 | 122 | 38 | 155 | -70 | 0 |

出所：経済財政省

国際収支（百万米ドル）

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 輸出（商品） | 1,401 | 1,571 | 1,750 | 2,130 | 2,461 | 2,406 |
| 輸入（商品） | 1,939 | 2,094 | 2,314 | 2,649 | 3,104 | 3,149 |
| 貿易収支 | -538 | -523 | -563 | -519 | -643 | -743 |
| 農業 | 107 | 111 | 50 | 142 | 72 | 97 |
| 繊維・縫製品 | 298 | 357 | 421 | 516 | 653 | 621 |
| 石油・ガス | -343 | -353 | -400 | -475 | -598 | -625 |
| その他商品 | 600 | -638 | -634 | -702 | -769 | -836 |
| サービス収支 | 101 | 177 | 221 | 154 | 233 | 278 |
| 経常移転（純） | 425 | 395 | 448 | 448 | 443 | 452 |
| 民間移転 | 170 | 176 | 196 | 205 | 206 | 207 |
| 政府移転 | 255 | 220 | 252 | 243 | 237 | 245 |
| 経常勘定 | -135 | -86 | -63 | -80 | -168 | -243 |
| 資本・金融勘定 | 224 | 209 | 255 | 295 | 326 | 303 |
| 公的借款 | 87 | 94 | 156 | 149 | 152 | 149 |
| 投資 | 98 | 78 | 54 | 99 | 126 | 105 |
| その他 | 39 | 37 | 46 | 47 | 48 | 49 |
| 外貨準備変動 | 88 | 123 | 192 | 216 | 158 | 60 |

出所：IMFの支払い収支統計（2000－2002）及びカンボジア経済研究所

GDP（産業別現行価格）（百万米ドル）

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 農業 | 1,120 | 1,166 | 1,219 | 1,295 | 1,295 | 1,413 |
| 稲作 | 300 | 343 | 358 | 408 | 364 | 410 |
| その他作物 | 220 | 220 | 243 | 257 | 269 | 295 |
| 家畜 | 203 | 201 | 208 | 226 | 241 | 264 |
| 魚類 | 327 | 346 | 366 | 355 | 367 | 388 |
| ゴム・林業 | 70 | 57 | 44 | 49 | 54 | 56 |

| | | | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 工業 | 840 | 873 | 960 | 1,080 | 1,237 | 1,243 |
| 縫製 | 364 | 421 | 484 | 574 | 702 | 679 |
| 食料・飲料・たばこ | 105 | 106 | 108 | 112 | 118 | 125 |
| その他製造業 | 128 | 121 | 121 | 125 | 131 | 137 |
| 電気・ガス・水道 | 28 | 31 | 35 | 41 | 48 | 56 |
| 建設・鉱業 | 217 | 194 | 211 | 229 | 239 | 247 |
| サービス | 1,631 | 1,681 | 1,804 | 1,820 | 2,049 | 2,248 |
| 運輸・通信 | 216 | 219 | 233 | 257 | 292 | 316 |
| 貿易 | 588 | 598 | 648 | 639 | 703 | 764 |
| ホテル・レストラン | 285 | 320 | 325 | 298 | 377 | 437 |
| その他民間サービス | 410 | 420 | 448 | 473 | 518 | 558 |
| 行政府 | 133 | 126 | 145 | 148 | 148 | 152 |
| GDP 合計 | 3,591 | 3,797 | 4,008 | 4,222 | 4,499 | 4,639 |

出所：カンボジア経済研究所（政府及び国際機関データより算定）

セクター別雇用（千人）

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 農業 | 3,625 | 3,839 | 3,823 | 3,923 | 4,027 | 4,136 |
| 稲作 | 2,559 | 2,730 | 2,708 | 2,781 | 2,857 | 2,936 |
| その他作物 | 436 | 470 | 468 | 481 | 496 | 511 |
| 牧畜 | 343 | 356 | 367 | 377 | 387 | 398 |
| 漁業 | 240 | 245 | 248 | 251 | 254 | 256 |
| ゴム・林業 | 47 | 38 | 33 | 33 | 33 | 34 |
| 鉱業 | 473 | 501 | 527 | 549 | 583 | 567 |
| 縫製業 | 200 | 230 | 244 | 257 | 288 | 271 |
| 飲食・たばこ業 | 80 | 81 | 83 | 84 | 85 | 86 |
| その他製造業 | 55 | 55 | 56 | 56 | 57 | 58 |
| 電力・ガス・水道 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 |
| 建設・鉱業 | 132 | 128 | 137 | 143 | 145 | 144 |
| サービス業 | 984 | 993 | 998 | 1,018 | 1,037 | 1,045 |
| 運輸・通信 | 55 | 61 | 63 | 65 | 67 | 69 |

| | | | | | | |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貿易 | 324 | 344 | 347 | 360 | 362 | 360 |
| ホテル・レストラン | 60 | 65 | 70 | 68 | 77 | 82 |
| その他民間サービス | 162 | 170 | 175 | 179 | 183 | 187 |
| 行政府 | 383 | 354 | 344 | 347 | 347 | 347 |
| 合計 | 5,082 | 5,333 | 5,348 | 5,490 | 5,647 | 5,748 |

出所：カンボジア経済研究所（政府及び国際機関のデータより算定）

資料4

<経済・貿易指標>

主要産業

サービス業（観光業ほか）（GDPの約45%）、農林水産業（同33.4%）、工業（同26.3%）、**貿易**（2002年IMF資料）

貿易総額

カンボジアの輸出 17.4億米ドル

カンボジアの輸入 24.8億米ドル

主要貿易品目

輸出 縫製品、肉・野菜類、天然ゴム・ゴム製品

輸入 縫製用布、機械・車両、燃料

主要貿易相手国

輸出 米、独、英、シンガポール、日本

輸入 タイ、シンガポール、香港、中国

対日貿易

貿易額

（03年、財務省資料）日本への輸出 103億円

日本からの輸入 63億円

主要品目

日本への輸出 繊維製品、原料品（木材等）、食料品（魚介類）、履物等

日本からの輸入 輸送用機器、機械、電気器具等

日本からの直接投資

製材工場、亜鉛鉄板工場、オートバイ組み立て、自動車販売等

経済協力

日本の援助（03年まで無償資金協力 約954億円

の累計、外務省資料）有償資金協力 約65億円

技術協力 約306億円

主要援助国 (DAC 内、日本 (98.0)、米 (44.4)、仏 (24.6)、豪 (21.6)、独 02 年、単位百万米ドル) (18.4)

資料 5

<人間開発指数> (UNDP)

| | |
|---------------------------------|--------|
| ・ 人間開発指数順位 | 130 番目 |
| ・ 貧困指数順位 | 81 番目 |
| ・ 1 日 1 ドル以下で生活する人口 (1990-2003) | 34.1% |
| ・ 1 日 2 ドル以下で生活する人口 (同上) | 77.7% |
| ・ 国の貧困ライン以下で生活する人口 (1990-2002) | 36.1% |
| ・ 平均寿命 | 56.2 歳 |
| ・ 成人識字率 (15 歳以上) | 73.6% |
| ・ 就学率 (小・中学校、専門学校) (2002-2003) | 59% |

保健・医療

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| ・ 良好な水源に持続的にアクセス出来ない人口 (2000) | 66% |
| ・ 年齢 (5 歳以下) 以下の体重の児童 (1995-2003) | 45% |
| ・ 人口増加率 (1975-2003) | 2.3% |
| ・ 女性 1 人当たり出産人数 (2000-2005) | 4.1 人 |
| ・ 避妊普及率 (1995-2003) | 24% |
| ・ 外科医 (住民 10 万人当たり) (1990-2004) | 16 人 |
| ・ 良好な公衆衛生に持続的にアクセス出来る人口 (2000) | 16% |
| ・ 栄養不良の人口 (2002-2003) | 33% |
| ・ エイズ感染率 (15-49 歳) (2003) | 2.6% (1.5-4%) |
| ・ マラリア罹患率 (10 万人当たり) (2000) | 476 人 |
| ・ 結核罹患率 (10 万人当たり) (2003) | 742 人 |
| ・ 乳幼児死亡率 (誕生千人当たり) (2003) | 97 人 |
| ・ 妊産婦死亡率 (出産 10 万人当たり) | 450 人 |

経済指数

| | |
|------------------------------|--------|
| ・ GDP (2003) | 42 億ドル |
| ・ 1 人当たり GDP (同上) | 315 ドル |
| ・ GDP1 人当たり年間成長率 (1990-2003) | 4.05% |

| | |
|-------------------------------|--------------|
| ・所得の不平等指数（GINI 指数） | 40.4 |
| ・ODA 受領額（純支払い）（2003） | 5 億 800 万米ドル |
| ・ODA1 人当たり受領額（純支払い）（2003） | 37.9 米ドル |
| ・デット・サービス（対 GDP 比）（2003） | 0.6% |
| ・教育費の公的支出割合（対 GDP）（2000－2002） | 1.8% |
| ・保健の公的支出割合（対 GDP）（2002） | 2.1% |
| ・軍事費支出割合（対 GDP）（2003） | 2.5% |
| ・国軍兵力（2003） | 12.4 万人 |
| ・国軍兵力指数（1985=100） | 355（2003） |

ジェンダー

| | |
|----------------------|-------|
| ・女性の地位順序 | 73 番目 |
| ・女性の国会議席数割合 | 10.9% |
| ・女性の職業・技術労働者の割合 | 33% |
| ・女性の対男性所得割合 | 0.76% |
| ・女子の小学校純就学率（2002－03） | 91% |

（出所：2003 年度版国連開発計画資料）

資料 6

カンボジア王国憲法（1993 年 9 月 21 日採択、1999 年 3 月 4 日改正、）（英文資料より仮約）

（注：下線部分は改正部分）

（前文）

我々、カンボジア国民は、
ダイヤモンドの如く威信が光り輝き、繁栄し、力強くかつ栄光に満ちた国家の偉大な文明を知り、

苦悩と破壊を耐え忍びかつ 20 年間にわたり悲劇的な没落を経験し、
国民の一致団結を強化するために、カンボジアの領土及びその貴重な主権並びにアンコール文明の威信を守るために、人権及び法律の遵守保障する複数政党の自由で民主的な政権に基づいた「平和の島」へカンボジアを再建するために、また、進歩、発展、繁栄及び栄光に向かって常に変革する国家の運

命に責任を負い、確固たる決意のもとに立ち上がって、覚醒し、
この堅固な決意をもって、
我々は次のことをカンボジア王国憲法に記す。

(本文)

第一章 (主権)

第1条

カンボジアは、憲法及び自由民主主義及び複数政党の原則に従って統治する
国王を戴く王国である。

カンボジア王国は独立、主権、平和、永久に中立かつ非同盟の国である。

第2条

カンボジア王国の領土保全は、1933－1953年の間に作成され、かつ1963－
1969年の間に国際的に認められた10万分の1の縮尺の地図に規定された国
境内において、絶対に侵犯されてはならない。

第3条

カンボジア王国は不可分の国家である。

第4条

カンボジア王国の標語は「国家、宗教、国王」である。

第5条

公用語及び文字はクメール語である。

第6条

プノンペンがカンボジア王国の首都である。

国旗、国歌及び国章は付属 I-II 及び III に規定される。

第二章 (国王)

第7条

カンボジア国王は君臨するが統治しない。

国王は終身の国家元首である。国王は不可侵である。

第8条

カンボジア国王は国民一致及び国家の永続性のシンボルである。

国王はカンボジア王国の国家の独立、主権及び領土保全の保証人、全市民の

権利と自由の保護者かつ国際条約の保証人である。

第9条

国王は公権力の誠実な行使を確保するために調停者の威厳ある役割を遂行する。

第10条

カンボジアの君主制は任命制度による。

第11条—新（1999年3月改正）

上院議長、国民議会議長及び首相が選択した医師（複数）が証明する重病により、国王が国家元首としての通常の任務を遂行できない場合には、上院議長が「摂政」として国家元首の任務を遂行する。

上院議長が、上記条項に規定されるように国王が重病である時に「摂政」として国王に代わる国家元首代理としての任務を遂行できない時は、国民議会議長がその代わりをする。

上記パラグラフに述べた場合、他の高官が次の順位により摂政としての国家元首代理をする。

- A. 上院第一副議長
- B. 国民議会第一副議長
- C. 上院第二副議長
- D. 国民議会第二副議長

第12条—新（1999年3月改正）

国王が崩御した場合、上院議長がカンボジア王国の摂政の資格において国家元首代理としての責任を取る。

上院議長が、国王の崩御に際して国王の代わりに「摂政」として国家元首代理の任務を遂行できない時は、摂政の資格における国家元首の責任は新第11条の第2及び第3パラグラフに従って行使される。

第13条—新（1999年3月改正）

王位王室評議会は、7日以内の期間にカンボジア王国の新しい国王を選出する。

王位王室評議会の構成は次の通りとする。

- ・ 上院議長
- ・ 国民議会議長

- ・ 首相
- ・ モハニカイ派及びタマユット派の管長
- ・ 上院第一及び第二副議長

王位王室評議会の組織及び機能は法律の定めるところによる。

第 14 条

カンボジア国王は、アン・ドゥオン王、ノロドム王あるいはシソワット王の血統の子孫で、少なくとも 30 歳の、王族の一員とする。

国王は、戴冠にあたり、付属 IV に規定された忠誠を誓う。

第 15 条

君臨する国王の妻はカンボジア王妃の称号を持つ。

第 16 条

カンボジア王国の王妃は、政治に係わる権利、国家元首あるいは政府首班の役割を担ったり、その他の行政上あるいは政治的役割を担う権利を持たない。カンボジア王国の王妃は社会的、人道的、宗教的利益に奉仕する活動を行い、国王の儀礼上及び外交的機能を補佐する。

第 17 条

「国王は君臨するが、統治しない」という第 7 条の最初の条項に述べられた規定は絶対に改正されることがない。

第 18 条—新 (1999 年 3 月改正)

国王はそのメッセージにより国民議会とのコミュニケーションを持つ。国王のメッセージは上院及び国民議会による議論に服してはならない。

第 19 条

国王は、第 100 条に規定された手続きに従って首相及び閣僚評議会を任命する。

第 20 条

国王は、国政についての報告を聞くために、一月に 2 回首相及び閣僚評議会を接見する。

第 21 条

国王は、閣僚評議会の提案により、政府及び軍の高官、大使及び特命全権特使の任命、異動あるいは任務終了に関する法令 (Kret) に署名する。

国王は、最高司法評議会の提案により、裁判官の任命、異動及び解任に関す

る法令 (Kret) に署名する。

第 22 条—新 (1999 年 3 月改正)

国王は、国家が危機に直面した時には、首相、国民議会議長及び上院議長の同意のもとに国の非常事態宣言を国民に発する。

第 23 条

国王はローヤル・クメール国軍の最高司令官である。国軍を指令するために総司令官が任命される。

第 24 条—新 (1999 年 3 月改正)

国王は、法律で設置される国防最高評議会議長の任務につく。

国王は、国民議会及び上院の承認のもとに戦争を宣言する。

第 25 条

国王は、カンボジア王国に派遣された外国の大使あるいは特命全権特使の信任状を受理する。

第 26 条—新 (1999 年 3 月改正)

国王は、国民議会及び上院による承認投票の後、国際条約及び協定に署名し、批准する。

第 27 条

国王は部分的あるいは完全な恩赦を与える権利を有する。

第 28 条—新 (1999 年 3 月改正)

国王は、憲法を公布する法律、国民議会が採択した法律及び上院が完全に再検討した法律に署名し、又閣僚評議会が提出した勅令に署名する。

国王が重病になり国外で入院した場合には、国王は委任状を通じて国家元首代理に上記法律及び勅令の署名権限を代理させる権利を有する。

第 29 条

国王は閣僚評議会が提案する国家の勲章を制定し、授与する。国王は法律で決められた階級を文官及び軍人に授与する。

第 30 条—新 (1999 年 3 月改正)

国王が不在の場合には、上院議長が国家元首代理の任務を遂行する。上院議長が国王の不在による国家元首代理の任務を遂行できない場合には、国家元首代理の責任は新しい第 11 条の第 2 及び第 3 条項に従って行使される。

第三章（クメール国民の権利・義務）

第 31 条

カンボジア王国は、国連憲章、世界人権宣言、人権、女性及び児童の権利に関する誓約及び協定に規定された人権を認め、尊重する。

それぞれのクメール国民は、同じ権利、自由を享受し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教的信条、政治的傾向、出生地、社会的身分、富あるいは他の身分にかかわらず、同じ義務を全うし、法の前に平等である。いかなる個人による個人の権利及び自由の行使は他人の権利と自由に不利を及ぼしてはならない。そのような権利と自由の行使は法律に従うものとする。

第 32 条

全てのクメール国民は生命、個人的自由及び安全の権利を持つ。

死刑はもうけない。

第 33 条

クメール国民は、国籍を剥奪されることはなく、外国への引き渡しに関する相互の協定がない限り、いかなる国へも流罪あるいは逮捕され追放されることはない。国民は国家の保護を享受する。

クメール国籍は法律によって定められる。

第 34 条—新（1999 年 3 月改正）

クメール国民男女は選挙に投票しかつ立候補する権利を享受する。

クメール国民男女は少なくとも 18 歳になれば投票権を有する。

クメール国民男女は少なくとも 25 歳になれば選挙に立候補する権利を有する。

クメール国民男女は少なくとも 40 歳になれば参議院議員選挙に立候補する権利を有する。

選挙投票権及び立候補補権は法律により定められる。

第 35 条

クメール国民男女は国の政治的、経済的、社会的及び文化的活動に積極的に参加する権利を有する。

国民からのいかなる提案も国家の承諾により十分考慮される。

第 36 条

クメール国民男女はその能力及び社会の需要に応じていかなる職業も選択す

る権利を享受する。

クメール国民男女は同等の労働に対して同等の給与を受ける。

家庭の主婦の労働者は社会保障及び法律で定められたその他の社会的恩恵を受ける権利を有する。

クメール国民男女は労働組合を結成しかつその組合員となる権利を有する。

労働組合の組織及び活動は法律により定められる。

第 37 条

ストライキ及び非暴力的なデモは法律の範囲内で行われるものとする。

第 38 条

法律はいかなる個人に対しても肉体的虐待が行われないことを保証する。

法律は国民の生命、名誉及び尊厳を保護する。

いかなる個人に対する起訴、逮捕、あるいは拘留は法律に従うものでなければ行われない。

拘留者あるいは囚人に対して追加的な刑罰を加えるような強制、肉体的虐待あるいはその他の虐待は禁止される。そのような行為を行い、参加しあるいは共謀する者は法律に従い罰せられる。

肉体的あるいは精神的暴力により得られた自白は有罪の証拠として認められない。

疑いのあるいかなる訴訟も、被告に有利に解決される。

被告は法廷が最終的に訴訟に判決を下すまでは無罪であると見なされる。

全ての国民は司法上の遡及権を通じて弁護する権利を享受する。

第 39 条

国民は、国家及び社会組織あるいはそのような組織の一員がその任務遂行上犯した法律違反に対して告発、告訴あるいは異議申し立てをする権利を有する。告訴及び異議申し立ての解決は法廷の権限である。

第 40 条

国民の遠方あるいは近隣への移動、及び法律による解決は尊重されなければならない。

クメール国民は海外へ赴き、海外で解決し、帰国する権利を有する。

住居のプライバシーの権利、郵便、電報、ファックス、テレックス及び電話による通信の秘密の権利は保証される。

家屋、物及び人体へのいかなる捜査も法律に従うものとする。

第 41 条

クメール国民は表現、報道、出版及び集会の自由を有する。何人も他人の権利を侵害し、社会の善良な伝統に影響を及ぼし、公法、秩序及び安全を侵犯するためにこの権利を行使してはならない。

マスコミの制度は法律により定められる。

第 42 条

クメール国民は協会及び政党を設立する権利を有する。これらの権利は法律により定められる。

クメール国民は国の業績及び社会秩序を保護する相互の利益のために一般大衆の組織に参加できる。

第 43 条

クメール国民は信条の自由に対する権利を有する。

信教あるいは崇拝の自由は、そのような自由が他の宗教的信条を侵害せず、公共の秩序及び安全を侵犯しないという条件の下に、国家により保証される。

仏教は国家の宗教である。

第 44 条

全ての人は個人的にあるいは集団的に所有権を有する。**クメール法人及びクメール国籍の国民のみが土地を所有する権利**を有する。

正当な私的所有権は法律により保護される。

何人からもその所有物を没収する権利は法律に規定された公共の利益においてのみ実施され、かつ事前に公平で公正な保障を必要とする。

第 45 条

女性に対するあらゆる形の差別は廃止される。

女性の職業上の搾取は廃止される。

男性と女性は、あらゆる分野で、特に結婚及び家族問題に関して平等である。

結婚は、一人の夫と一人の妻の間における双方の同意の原則に基づき法律に定められた条件に従って、行われる。

第 46 条

人身売買、女性の名誉を傷つける売春及び猥褻行為という搾取は禁止される。

女性は妊娠により仕事を失うことはない。女性は、給与の全額支給を受けて

かつ年功あるいはその他の社会的恩恵を失うことなく、産休をとる権利を有する。

国家と社会は、女性が雇用を得て、医療ケアを受け、その子供を学校へ通わせ、そして恥ずかしくない生活条件を享受することができるように、女性、特に農村地帯に生活する女性に対して、機会を提供する。

第 47 条

両親はその子供が良き市民となるように世話し、教育する義務がある。子供たちは年老いた母及び父をクメールの伝統に従って十分世話しなければならない。

第 48 条

国家は、児童憲章に規定されている児童の権利、特に生命、教育、戦争時の保護といった権利、及び経済的あるいは性的搾取からの権利を保護しなければならない。

国家は、教育の機会、健康及び福祉にとって有害な行為から子供を保護しなければならない。

第 49 条

全てのクメール国民は憲法及び法律を遵守しなければならない。
全てのクメール国民は国家の再建に参加し、及び母国を防衛する義務がある。
国を守る義務は法律により定められる。

第 50 条

クメール国民男女は国家主権の原則、自由複数政党民主主義を遵守しなければならない。

クメール国民男女は公的にかつ正当に獲得された私的財産を守らなければならない。

第四章（政策）

第 51 条—新（1999 年 3 月改正）

カンボジア王国は**自由民主主義及び複数政党主義**の政策を取る。

カンボジア国民は自国の主人である。

全ての権力は国民に属する。国民はこの権力を、国民議会、上院、王国政府、司法制度を通じて行使する。

立法、行政及び司法の権力は分立とする。

第 52 条

王国政府は、カンボジア王国の独立、主権、領土保全を擁護し、国民一致を保障するため**国民和解の政策**を取り、国の良き国民的伝統を保持する。カンボジア王国政府は法律を保ち、保護し、公序・治安を確保する。国家は市民の福祉及び生活水準を改善する努力を優先させる。

第 53 条

王国政府は**永世中立かつ非同盟の政策**を取る。

カンボジア王国は近隣諸国及び全世界の国々との平和共存の政策を取る。

カンボジア王国は、いかなる国をも侵略せず、いかなる他国の内政問題に直接、間接に干渉せず、相互利益を十分尊重していかなる問題をも平和的に解決する。

カンボジア王国は、国連の要請の枠内における場合を除き、自国領土に外国の軍事基地を認めず、自国の軍事基地を外国に設置しない。

カンボジア王国は、軍事装備、武器・弾薬、自国軍の訓練、及び自国領土内においてその他の自衛のため及び公序・治安維持のために外国の援助を受ける権利を留保する。

第 54 条

核、化学あるいは生物兵器の製造、使用及び貯蔵は絶対に禁止する。

第 55 条

カンボジア王国の独立、主権、領土保全、中立及び国民一致に合致しない協定は無効である。

第五章（経済）

第 56 条

カンボジア王国は市場経済制度を取る。

この経済制度の準備及びプロセスは法律により定められる。

第 57 条

徴税は法律に従うものとする。国家予算は法律により定められる。

通貨及び金融制度の管理は法律により定められる。

第 58 条

国有財産とは、特に、土地、鉱物資源、山、海、地下水、大陸棚、沿岸、川、運河、小川、湖、森林、天然資源、経済及び文化センター、国防基地及びそのほか国家が財産と決定する施設を含む。

国有財産の管理、利用及び運営は法律により定められる。

第 59 条

国家は豊富な天然資源の環境及び均衡を保護し、陸地、水、風、地質、生態系、鉱山、エネルギー、石油及びガス、岩及び砂、宝石、森林及び森林製品、野生生物、魚及び水生資源を保護しなければならない。

第 60 条

クメール国民はその生産物を売却する権利を有する。生産物を国家に売却する義務、あるいは民間または国家の財産を一時的に使用することは、特別の状況下において法律により許可されなければ、禁止される。

第 61 条

クメール国民は、あらゆる分野及び遠隔地において、特に農業、手工芸、工業の分野において、水、電気、道路、及び輸送手段、最新の技術及び信用制度に留意して、経済発展を推進しなければならない。

第 62 条

国家は生産問題に注意を払い、その解決を支援し、農民及び手工芸者のための生産物価格を保護し、その生産物を売る市場を見つけなければならない。

第 63 条

国家は国民のより良い生活水準を保証するために市場の運営を尊重しなければならない。

第 64 条

国家は消費者の健康及び生命に影響を及ぼす違法な麻薬、模倣品及び期限の切れた商品を輸入、製造、売却することを禁止し、これを行った者を厳罰に処する。

第六章（教育、文化、社会問題）

第 65 条

国家はあらゆるレベルにおいて質の高い教育への国民の権利を保護しかつ高めるとともに、質の高い教育が全ての国民に届くように必要な措置をとる。

国家は全クメール国民の福祉のために体育及びスポーツを尊重する。

第 66 条

国家は全国民が生計を立てるのに平等の機会を持つことを確保するために教育の自由及び質の原則を保証するような総合的かつ標準化された教育制度を全国に設置する。

第 67 条

国家は技術及び外国語を含む現代的な教育学の原則に従った教育プログラムを採用する。

国家はあらゆるレベルの公立及び私立学校及びクラスを管理する。

第 68 条

国家は公立学校において全国民に無料の初等及び中等教育を提供する。

国民は少なくとも 9 年の教育を受ける。

国家はパリー語学校及び仏教研究所を普及させかつ発展させる。

第 69 条

国家は国民文化を保存しかつ推進する。

国家はクメール語を必要に応じて保護かつ推進する。

国家は古代の遺跡及び遺物保存しかつ歴史的サイトを修復する。

第 70 条

文化的芸術遺産を傷つけるいかなる犯罪行為も厳罰に処する。

第 71 条

国民遺産サイトの周辺及び世界遺産に分類された遺産は軍事活動が行われない中立地帯と見なされる。

第 72 条

国民の健康は保証される。国家は病気の予防及び医療に十分考慮しなければならない。貧しい国民は公立の病院、診療所及び産院において無料の診療を受ける。

国家は診療所及び産院を農村地帯に設置する。

第 73 条

国家は子供及び母親に十分な考慮を与える。国家は託児所を設置し、サポートが不適切な母子を支援する。

第 74 条

国家は障害者及び国家に生命を捧げた兵士の家族を援助する。

第 75 条

国家は労働者及び被雇用者に対して社会保障制度を樹立する。

第七章（国民議会）

第 76 条

国民議会は少なくとも **120 名** で構成される。

議員は自由で、万人の、平等な、直接及び秘密投票により選ばれる。

議員は再選されうる。

選挙に立候補できるクメール国民は、少なくとも **25 歳** になり、投票権を持ち、かつ出生時にクメール国籍を有する男女いずれかのクメール国籍を有する者である。

選挙準備、手続き及び選挙プロセスは**選挙法**により定められる。

第 77 条

国民議会議員はその選挙区のみならずクメール国民全体を代表する。

いかなる緊急の権限委託も無効とする。

第 78 条

国民議会の任期は **5 年** とし、新しい国民議会が招集される日に終了する。

国民議会は、**12 ヶ月** の期間以内に王国政府が **2 度** 総辞職しない限り、その任期終了前に解散されることはない。この場合、首相の提案及び国民議会議長の承認に従い、国王は国民議会を解散する。

新しい国民議会の選挙は解散の日より **60 日** 以内に行われる。この期間中、王国政府は日常の業務のみを行う権限を有する。

戦時あるいは選挙が行われないというその他の特別な状況下にあつては、国民議会は国王の要請により、その任期を一度に **1 年間** 延長することができる。そのような任期延長は少なくとも国民議会全体の **3 分の 2** の投票を要する。

第 79 条

国民議会の任務（マンデート）は、いかなる活動的な公務に就くことも及び憲法に規定するその他の機関のメンバー職をもつこととも両立しない。但し、国民議会議員が王国政府に出仕することを要請される時を除く。

このような状況下にある場合には、上記国民議会議員は通常の国民議会議員

の地位を保持するが、永代常任委員会及び他の委員会のポストを占めないものとする。

第 80 条

議員は国会議員の特権を享受する。

国民議会議員はその任務遂行中に表明した意見により起訴、拘留あるいは逮捕されない。

いかなる国民議会議員の告訴、逮捕あるいは拘留も、現行犯を除き、会期と会期の間に国民議会あるいは国民議会常任委員会の許可によってのみ行われる。そのような場合、所管官庁は直ちに国民議会あるいは常任委員会に決定を求める報告をする。

常任委員会あるいは国民議会が行った決定は国民議会議員の 3 分の 2 の投票による承認を求めて次の会期に提出される。

いずれの場合にも、議員の拘留あるいは起訴は国民議会議員の 4 分の 3 の多数決投票により中止される。

第 81 条

国民議会はその職務を行うために自立した財政を有する。

議員は報酬を受ける。

第 82 条

国民議会は、国王の通告により、選挙後 60 日以内に第一回会期を開会する。

国民議会は、各議員の就任前に、そのマנדートの有効性を決定し、かつ議長、副議長及び各委員会委員を 3 分の 2 の多数決の投票により選出するためにそれぞれ投票する。

全国議会議員は就任前に付属 5 にあるテキストに従い宣誓しなければならない。

第 83 条

国民議会は通常国会を年 2 回開催する。

各会期は少なくとも 3 ヶ月継続しなければならない。国王、あるいは首相もしくは国民議会議員の少なくとも 3 分の 2 からの提案があれば、国民議会常任委員会は国民議会特別会期を召集しなければならない。

この場合、特別会期の条件となる議題はその会合時期とともに国民に周知しなければならない。

第 84 条

国民議会の会期から次の会期までの間、国民議会常任委員会が国民議会の任務を遂行する。

国民議会永代常任委員会は国民議会議長、副議長及び国民議会委員会で構成される。

第 85 条

国民議会会期は、特別の状況により、招集状に異なる記載がない限り、カンボジア王国首都の国民議会会堂において開催される。

開催場所が明記されている場合を除き、又明記された場所及び時期に開催されない限り、国民議会のいかなる会合も違法かつ無効とする。

第 86 条

国家が非常事態にある場合、国民議会は毎日継続的に会合する。国民議会は状況が許す時はいつでもこの非常事態を終了させる権利を有する。

外国軍の占領のような状況により、国民議会が会合を持つことが出来ない場合には、非常事態宣言は自動的に延長されなければならない。

非常事態の期間、国民議会は解散されない。

第 87 条

国民議会議長は国民議会会期の議長を務め、国民議会が採択した法案を受理し、内部手続き規則の履行を確保し、かつ議会の外国との関係を処理する。議長が病気によりその任務を遂行できない場合、あるいは国家元首代理あるいは摂政としての任務を遂行できない場合、また海外任務にある場合には、副議長がその代理をする。

議長あるいは副議長（複数）が辞任あるいは死亡した場合、国民議会は新しい議長あるいは副議長（複数）を選出する。

第 88 条

国民議会会期は公開で行われる。

国民議会は議長あるいは少なくとも議員の少なくとも 10 分の 1、国王あるいは首相の要請により、非公開の会期により会合する。

国民議会の会合は全議員の 10 分の 7 の定足数があることを条件に有効と見なされる。

第 89 条

国民議会は議員の少なくとも 10 分の 1 の要請により、重要な特別の問題を明確にするために高官を招致する。

第 90 条—新 (1999 年 3 月改正)

国民議会は、立法権を持つ唯一の機関であり、かつ憲法及び法律に定められた任務を遂行する。

この権限は他のいかなる機関あるいは個人に移譲出来ない。

国民議会は国の予算、国家計画、借款、資金契約、及び税の創設、修正及び廃止を承認する。

国民議会は行政の会計を承認する。

国民議会は一般的な大赦に関する法律を採択する。

国民議会は条約及び国際協定を採択しかつ撤回する。

国民議会は戦争宣言に関する法律を採択する。

上記条項の採択は、国民議会全体の全議員の絶対多数決によりなされるものとする。

国民議会は国民議会全体の**全議員の 3 分の 2**により王国政府の**信任投票**を行う。

第 91 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院議員、国民議会議員及び首相は立法を発案する権利を有する。

議員は法律の修正を提案する権利を有するが、それが公共の所得を減少させ、あるいは国民の負担を増加させることを目的とするものであるならば、同提案は受理されえない。

第 92 条

国民議会が採択した、国の独立、主権及び領土保全の保護の原則に反し、政治的団結あるいは国の行政に影響を及ぼすような法律は、これを無効とする。憲法評議会がこの無効を決定する唯一の機関である。

第 93 条—新規 (1999 年 3 月改正)

国民議会が承認し、最後に上院が見直し、国王が批准のために署名したいかなる法律も、プノンペンでは署名の 10 日後、また全国では署名の 20 日後に効力を発する。

緊急と明記された法律は批准後全国で直ちに効力を発する。

国王が批准のために署名した法律は官報に記載され、全国に公示される。

第 94 条

国民議会は種々の必要な委員会を設置する。国民議会の組織及び機能は国民議会の内部手続き規則により定められる。

第 95 条

国民議会議員が任期終了の 6 ヶ月以前に死亡、辞任あるいは解任された場合、国民議会の内部手続き規則及び選挙法に従って代理が任命される。

第 96 条

国民議会議員は王国政府に対して動議を出す権利を有する。動議は文書で国民議会議長を通じて提出される。

回答は一人又は数人の大臣の説明責任に関する問題に従い、一人または数人の大臣によりなされる。もし案件が王国政府の全般的政策に関する場合には、首相自身が回答する。

大臣あるいは首相による説明は口頭あるいは文書で行われる。

説明は質問が受理された日から 7 日以内に行われる。

回答が口頭で行われる場合、国民議会議長は公開討論を行うか否か決定する。討論がない場合、大臣あるいは首相の回答は最終的なものであると見なされる。

討論が行われる場合、質問者、その他スピーカー、大臣あるいは首相は一会期を超えない時間の枠内で意見を交換することが出来る。

国民議会は質疑応答のため毎週 1 日を設定する。

この目的のために用意された会期の期間中にはいかなる投票も行われない。

第 97 条

国民議会は大臣の責任分野にある特定の問題を明確にするためにいかなる大臣をも招致出来る。

第 98 条

国民議会は、国民議会全体の 3 分の 2 の多数決による非難動議の採択により、王国政府の一人あるいは複数の閣僚あるいは内閣全体を解任するものとする。非難動議は、国民議会全体が決定するに当たって少なくとも 30 名の議員によって提案されなければならない。

第八章（上院）

第 99 条—新 (1999 年 3 月)

上院は、立法権限を有し、かつ憲法及び法律に規定された任務を遂行する機関である。

上院は国民議会議員全員の半分を超えない人数を議員として構成される。

上院議員は任命されかつ一部はあまねく選出される。

上院議員は再任命されかつ再選出される。

第 100 条—新 (1999 年 3 月)

国王は 2 名の上院議員を任命する。

国民議会は多数決の投票により 2 名の上院議員を選出する。

他の上院議員はあまねく選出される。

第 101 条—新 (1999 年 3 月)

上院議員の任命及び選出並びに選挙民の決定、選挙実施及び選挙区に関する機構上及び運用上の手続きは、法律により定められる。

第 102 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院議員の任期は 6 年であり、かつこの任期は新しい上院議員の補充により切れる。

上院議員の選挙が戦争及び特別の状況により行うことが出来ない場合には、上院は国王の提案によりその任期を 1 年毎に継続することが出来る。

その任期の継続宣言は少なくとも上院全議員の 3 分の 2 によって決定される。

上記に述べた状況下にあつては、上院は毎日参集する。参議院は善良な理由をもって上記の情勢を終了させる権利を有する。

外国軍の進入により上院が参集出来ない場合は、非常事態宣言は自動的に継続する効力を持つ。

第 103 条—新 (1999 年 3 月)

上院議員のマンデートはいかなる積極的公務に就くこと、国民議会議員の職務につくこと及び憲法に規定された他の機関のいかなる会員になることとも両立しない。

第 104 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院議員は議員特権を有する。

上院議員は誰もその任務遂行中に行つた意見表明により起訴、拘留あるいは逮捕されない。

上院議員の告訴、逮捕あるいは拘留は、現行犯を除き、会期と会期の間において上院あるいは上院常任委員会の許可を得てのみ行われるものとする。そのような場合、所管官庁は上院、常任委員会に直ちに決定を求める報告をしなければならない。

上院常任委員会が行った決定は、全上院議員の3分の2の投票による承認を得るべく会期中の上院に提出しなければならない。

いずれの場合にも、上院議員の拘留あるいは起訴は全上院議員の4分の3の多数決投票により中止されるものとする。

第105条—新（1999年3月改正）

上院はその機能を稼働させるために独立した予算を持つ。上院議員は報酬を受け取る。

第106条—新（1999年3月改正）

上院は、国王の通告により選挙後遅くとも60日以内に、最初の会期を開会する。

上院は、上院議員が就任する前に、各議員のマンデートの有効性について決定し、かつ議長、副議長及び各委員会の委員を選出するために3分の2の多数決投票によりそれぞれ選出する。

全参議院議員は就任する前に付属7にあるテキストに従って宣誓しなければならない。

第107条—新（1999年3月改正）

上院は年に2回通常会期を開会しなければならない。各会期は少なくとも3ヶ月とする。国王あるいは首相、または上院の少なくとも3分の1から提案がある場合には、上院常務委員会は上院特別会期を招集する。

第108条—新（1999年3月改正）

上院の会期と会期の間、上院常任委員会が上院の任務を遂行する。

上院永代常任委員会は上院議長、副議長（複数）及び上院委員会委員長により構成される。

第109条—新（1999年3月改正）

上院の会期は、特別な状況により、招集状に別途明記され知らない限り、カンボジアの王都の上院会堂で開催される。

場所が明記された場合を除き、また明記された場所と時期に開催されない限

り、上院のいかなる会合も違法であり、無効であると見なされる。

第 110 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院議長は、上院の議長を勤め、上院が採択した法案及び決議案を受理し、内部の手続き規則の履行を確保し、上院の外国との関係に対処する。

上院議長が病気によりその任務を遂行できない場合、あるいは摂政として国家元首の職務を遂行できない場合、あるいは海外に任務で赴いている場合には、副議長（単数）がその代理をする。

議長または副議長（複数）が辞任あるいは死亡した場合、国民議会が新しい議長あるいは副議長（複数）を選出する。

第 111 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院会期は公開で開催される。

上院は議長あるいは少なくとも議員の 10 分の 1、国王、首相あるいは国民議会議長の要請がある場合には、非公開の会期とする。

上院の会合は全上院議員の 10 分の 7 の定足数があれば有効であると見なされる。

憲法で規定された国民議会での必要な投票数が上院についても適用される。

第 112 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院は国民議会と政府との間の業務を調整する義務を有する。

第 113 条—新 (1999 年 3 月改正)

上院は最初に国民議会が採択した法案あるいは提案された法律及び国民議会が 1 ヶ月以内に提出したその他の問題に対して、審査しかつ勧告する。

緊急の場合には、その期間は 7 日に短縮される。

上院が上記に規定された期限内に承認あるいは承認しない場合には、国民議会が採択した法律は批准される。

上院が法案及び提案された法律に修正を加える場合には、国民議会は法案及び提案された法律を直ちに再考する。国民議会は、上院が求めている条文あるいは字句の全部あるいは一部を削除するかどうか審査し、決定しなければならない。

上院と国民議会との間で行う法案あるいは提案された法律の交換は 1 ヶ月以内に限り行わなければならない。この期間は国家予算あるいは金融の場合には、10 日に短縮され、又その期間は緊急の場合には 2 日に短縮される。

国民議会が法律を審査する際に国民議会にとっての原則的な期間を規定された時間よりも長く留めおろすか遅延させる場合には、両院の審議期間が等しくなるように、上院の審議時間を延長する。

上院が法案あるいは提案された法律を拒否する場合には、この法案あるいは提案された法律は1ヶ月の期間以前には国民議会によって再度見直されることが出来ない。この期間は国家予算及び金融の場合には15日に短縮され、また緊急の場合には4日に短縮される。

国民議会は、法案あるいは提案された法律を再度審査するに当たって、同様に絶対多数決の公開投票により採択する。

上記方法により採択された法案あるいは提案された法律は、次いで公布のために送られる。

第114条一新（1999年3月改正）

上院は必要な委員会を設置する。上院の機構及び機能は上院の内部規則に定められる。これら内部規則は全上院議員の3分の2の多数決の投票により承認される。

第115条一新（1999年3月改正）

上院議員が死亡、辞任あるいは上院議員であることの規則に違反した場合、任期終了前の少なくとも6ヶ月以内に、上院の内部規則及び上院議員の選出及び任命に関する法律に規定された手続きに従って、空席補充者が任命ないし選出される。

第九章一新（国民議会及び上院）

第116条一新（1999年3月改正）

特別な場合、国民議会及び上院は国家の重要な問題を解決するために両院合同会議として召集する事が出来る。

第117条一新（1999年3月改正）

新しい第116条に述べた国家の問題及び両院合同会議は法律により定められる。

第十章一新（王国政府）

第118条一新（旧第99条）

閣僚評議会はカンボジア王国政府である。

閣僚評議会は一人の首相により統率され、副首相（複数）、國務大臣（複数）、大臣（複数）及び閣僚評議会メンバーとしての閣外大臣により補佐される。

第 119 条—新（旧第 100 条）

国民議会議長の推薦及び副議長の同意を得て、国王は王国政府を組閣するために与党の中から首班を指名する。この指名された代表並びに政党から選ばれるか国民議会の中から代表するその他の閣僚は、国民議会に信任投票を求めめる。

国民議会が信任投票を行った後、国王は閣僚評議会全体を任命する勅令を發布する。

閣僚評議会は、就任を前にして、付属 6 に規定する宣誓を行う。

第 120 条—新（旧第 101 条）

王国政府閣僚の職務は、商業あるいは工業の職業活動及び公的サービス業のいかなる職務を兼任することとも両立しない。

第 121 条—新（旧第 102 条）

王国政府閣僚は王国政府の全般的な政策について国民議会に対して集団的に責任を負う。

王国政府の各閣僚はそれぞれの行為について首相及び国民議会に対して個々に責任を負う。

第 122 条—新（旧第 103 条）

王国政府閣僚はその責任を逃れるために何人の文書または口頭による指示をその根拠として使用しない。

第 123 条—新（旧第 104 条）

閣僚は毎週全体の閣議あるいは作業閣議を開催する。

首相は全体閣議の議長を務める。

首相は作業閣議の議長を務める副首相（単数）を指名することが出来る。

閣議の議事録は国王に参考までに送付される。

第 124 条—新（旧第 105 条）

首相はその権限を副首相（単数）あるいは王国政府のいかなる閣僚にも委任する権利を有する。

第 125 条—新（旧第 106 条）

首相のポストが恒常的に空席になる場合、憲法に規定される手続きに従って新しい閣僚評議会が任命される。その空席が一時的な場合、首相代行が暫定的に任命される。

第 126 条—新 (旧第 107 条)

王国政府の各閣僚はその任務遂行中に犯したいかなる犯罪あるいは軽罪に対しても処罰される。

そのような場合、及び任務遂行中に重大な法律違反を犯した時は、国民議会は管轄権を有する法廷に同人を告発することを決定する。

国民議会は単純多数決の秘密投票によりそのような問題に関し決定する。

第 127 条—新 (旧第 108 条)

閣僚評議会の機構及び機能は法律により決定される。

第十一章—新 (司法)

第 128 条—新 (旧第 109 条)

司法権は独立した権力である。

司法は公平を保証しかつ擁護するとともに国民の権利及び自由を保護する。

司法は行政訴訟を含み全ての訴訟をカバーする。

司法の権威は最高裁法廷から下級裁法廷まで全てのセクター及びレベルに及ぶ。

第 129 条—新 (旧第 110 条)

裁判は法律の手続き現行の法律に従いクメール国民の名前において行われる。

裁判官のみが判決を下す権利を有する。裁判官は誠心誠意を持って法律を厳格に遵守してその任務を遂行する。

第 130 条—新 (旧第 111 条)

司法権は立法府あるいは行政府に譲渡してはならない。

第 131 条—新 (旧第 112 条)

検察庁のみが犯罪を告訴する権利を有する。

第 132 条—新 (旧第 113 条)

国王は司法の独立の保証人である。最高司法評議会はこの問題で国王を補佐する。

第 133 条—新 (旧第 114 条)

裁判官は罷免されることはない。最高司法評議会は職務怠慢のいかなる裁判官に対しても懲戒処分を行う。

第 134 条—新 (旧第 115 条)

最高司法評議会は国王が議長を務める。国王は最高司法評議会の議長代表を任命することが出来る。

最高司法評議会は全法廷の裁判官及び検事の任命に関して国王に提案を行う。最高司法評議会は裁判官あるいは検事に対する懲戒処分に関して決定するために最高裁長官あるいは検事総長を議長として会合する。

第 135 条—新 (旧第 116 条)

裁判官及び検事の身分及び司法機関の機能は別個の法律により定められる。

第十二章—新 (憲法評議会)

第 136 条—新 (旧第 117 条及び 1999 年 3 月改正)

憲法評議会は、憲法の順守を擁護し、又国民議会在が採択し、かつ上院が十分に再検討した憲法及び法律を解釈する義務を有する。

憲法評議会は国民議会議員の選挙及び上院議員の選挙に関する論争を受理しかつ決定する権利を有する。

第 137 条—新 (旧第 118 条)

憲法評議会は 9 年の任期により 9 人の委員で構成される。同評議会の委員の 3 分の 1 は 3 年毎に交代する。3 人は国王が、3 人は国民議会在が、また他の 3 人は最高司法評議会在がそれぞれ任命する。

憲法評議会議長は憲法評議会委員により選出される。議長は投票の賛否が等しい場合、決め手となる投票を行う。

第 138 条—新 (旧第 119 条)

憲法評議会委員は法律、行政、外交あるいは経済の高等な学位を持ち、かつ相当の仕事の経験を有する高位者の中から選ばれる。

第 139 条—新規 (旧第 120 条及び 1999 年 3 月改正)

憲法評議会委員の職務は上院議員、国民議会議員、王国政府閣僚、現職の裁判官、公的サービスにあるいかなる職務、政党の党首または副党首あるいは労働組合の委員長あるいは副委員長とも両立しない。

第 140 条—新 (旧第 121 条及び 1999 年 3 月改正)

国王、首相、国民議会議長、国民議会議員の 10 分に 1、上院議長あるいは上院議員の 4 分の 1は、国民議会により採択された法案を公布の前に吟味のため憲法評議会に送ることが出来る。

国民議会の内部規則、上院の内部規則及びその他の組織法はその公布の前に吟味のため憲法評議会に送られる。憲法評議会は、国民議会あるいは上院の上記法律及び内部規則が憲法に合致しているかを遅くとも 30 日以内に決定する。

第 141 条—新 (旧第 122 条及び 1999 年 3 月改正)

いかなる法律の公布後も、国王、上院議長、国民議会議長、首相、上院議員の 4 分の 1、国民議会議員の 10 分の 1 あるいは法廷はその法律の合憲性を吟味するよう要請することが出来る。

クメール国民は、その代表あるいは国民議会議長もしくは上院議員あるいは上院議長を通じて上記の条項に述べられたいかなる法律の合憲性に反対する訴えを行う権利を有する。

第 142 条—新 (旧第 123 条)

憲法評議会によって憲法違反と裁定されたいかなる条項の規定も公布あるいは施行されてはならない。

憲法評議会の決定は最終的なものである。

第 143 条—新 (旧第 124 条)

国王は憲法を修正する全ての提案に関して憲法評議会に諮問する。

第 144 条—新 (旧第 125 条)

基本法が憲法評議会の機構及び任務を明記する。

第十三章—新 (行政府)

第 145 条—新 (旧第 126 条)

カンボジア王国の領土は州及び自治体に分けられる。

州は郡 (srok) に、郡はコミューン (khum) に分けられる。

自治体はカン (Khan) 及びサンカット (Sangkat) に分けられる。

第 146 条—新 (旧第 127 条)

州、自治体、郡、カン、クム、及びサンカットは基本法に従って統治される。

第十四章一新（国民会議）

第 147 条一新（旧第 128 条）

国民会議は、国民が種々の国益問題に関して直接知り、問題を提起し、かつ国家当局に解決を要請することを可能にする。

クメール国民は男女とも国民会議に参加する権利を有する。

第 148 条一新（旧第 129 条）

国民会議は首相の召集により年 1 回 12 月初旬開催される。

同会議は国王の議長の下に行われる。

第 149 条一新（旧第 130 条）

国民会議は、上院、国民議会、国家当局による配慮を求めて勧告を採択する。

国民会議の組織及び運用は法律により定められる。

第十五章一新（憲法の発効、改正及び修正）

第 150 条一新（旧第 131 条）

憲法はカンボジア王国の最高法である。

国家機関による法律及び決定は憲法に厳格に則らなければならない。

第 151 条一新（旧第 132 条）

憲法を再検討あるいは修正するイニシアチブは、国王、首相、全国国民議会議員 4 分の 1 の提案による国民議会議長の特権である。

改正あるいは修正は、3 分の 2 の多数決投票により国民議会が可決した憲法により制定される。

第 152 条一新（旧第 133 条）

自由・複数政党民主主義制度及び立憲君主制に影響を及ぼす改正及び修正は禁止される。

第十六章一新（暫定規定）

第 154 条一新（旧第 135 条）

この憲法は、採択後、カンボジア国王により直ちに公布される。

第 155 条一新（旧第 136 条）

この憲法が施行された後、制憲議会は国民議会となる。

国民議会の内部手続き規則は国民議会による採択後に効力を発する。

国民議会がまだ機能していない場合、制憲議会議長、第 1 及び第 2 副議長は、国の情勢が必要とするならば、王室会議の任務遂行に参加する。

第 156 条—新（旧第 137 条及び 1999 年 3 月改正）

この憲法の施行後、国王は第 13 条（新）及び第 14 条に規定された条件に従って選出される。

第 157 条—新（旧第 138 条及び 1999 年 3 月改正）

上院の最初の任期は 5 年であり、同任期は新しい上院が就任次第に終了する。上院は最初の任期において、

- ・ 上院議員の人数は全員で 61 名である。
- ・ 国王は上院議長、及び第 1 及び第 2 副議長を任命する。
- ・ その他の上院議員については、上院議長及び国民議会議長の提案により国民議会に議席を有する政党党员の中から国王により任命される。
- ・ 上院及び国民議会の両院合同会議は同両機関の共同議長が勤める。

第 158 条—新（旧第 139 条）

国有財産、権利、自由及び法律上の個人の財産を擁護するカンボジアの法律及び規則は、国益に則り、この憲法に反する規定を除き、新しい法令により変更あるいは廃止されるまで、引き続き効力を有する。

（この憲法は 1993 年 9 月 21 日プノンペンにおいて制憲議会の第 2 回全体会議において採択された）。

1993 年 9 月 21 日、プノンペンにて

議長、

署名：ソン・サン

この憲法は 1999 年 3 月 4 日カンボジア王国国民議会第 2 回全体会で採択された。

1999 年 3 月 6 日

国民議会議長

ノロドム・ラナリット

資料7

「クメール・ルーージュ裁判」に関する国連とカンボジア政府との合意文書
(要旨仮約)

(2003年3月イニシャル署名及び同年5月13日国連総会による合意文書案の承認、同年6月本署名、2004年11月批准完了、2005年4月発効)

(前文)

- ・2002年12月18日、国連総会決議採択（国連にカンボジア政府との交渉再開を求める）
- ・民主カンボジア（クメール・ルーージュ）上級指導者などの裁判支援を国連に要請
- ・カンボジアの既存の法廷内に特別法廷（Extraordinary Chambers）を国際援助により設置
- ・国連総会はカンボジア法廷内の特別法廷設置に関する法律の発布を歓迎

(本文)

第1条（目的）

民主カンボジアの上級指導者及び1975年4月17日から1979年1月6日の期間にカンボジア刑法、国際人道法及び慣習、カンボジアが認めている国際条約に対する犯罪及び重大な侵犯に最も責任のある者を裁判にかけるにあたり、国連とカンボジア政府間の協力を調整する。

第2条（特別法廷設置に関する法律）

本合意は、特別法廷が、カンボジア憲法のもとにおけるカンボジア立法院により採択され、修正されたとおり、「民主カンボジア時代になされた犯罪に対する訴追のためカンボジア法廷における特別法廷の設置に関する法律」に示された裁判権の内容と合致するものであることを認める。

本合意は「特別法廷」に関する法律を通じてカンボジアにおいて施行される。

第3条（裁判官）

(1) カンボジア人裁判官、及び国連事務総長が指名し、最高司法評議会が任命する裁判官（以後、国際裁判官と呼ぶ）はそれぞれ二つの特別法廷で任務に当たる。

(2) 特別法廷の構成

(イ) 予審法廷：カンボジア人裁判官 3 人及び国際裁判官 2 人

(ロ) 最高審法廷（上訴審及び最終審）：カンボジア人裁判官 4 人及び国際裁判官 3 人

(3) 裁判官は、その任務遂行に当たり、独立で、かついかなる政府あるいはいかなるところからも指令をうけない。

(4) 国連事務総長は、少なくとも 7 名の国際裁判官のリストを提示し、最高司法評議会はその中から二つの特別法廷で職務に就く 5 名を任命する。

(5) 国際裁判官の一人が欠けることがある場合には、最高司法評議会は同リストの中から代替りの 1 名を任命する。

(6) 最高司法評議会は、特別法廷に座り、訴訟の各段階に出席する国際裁判官に加えて、ケース・バイ・ケースで、国連事務総長が提示した名簿の中から 1 名あるいはそれ以上の交代裁判官を指名し、裁判に出廷できない国際裁判官を交代させることができる。

第 4 条（意志決定）

(1) 裁判官は全員一致で決定を行うように試みるものとするが、これが可能でない場合には、次の通りになされる。

(イ) 予審法廷の決定は少なくとも 4 人の裁判官の肯定的な投票が必要である。

(ロ) 最高審法廷の決定は少なくとも 5 人の裁判官の肯定的な投票が必要である。

(2) 全員一致がない時は、特別法廷の決定は多数派及び少数派の見解を併記する。

第 5 条（調査裁判官）

(1) 共同調査裁判官として、カンボジア人調査裁判官 1 名及び国際調査裁判官 1 名を置く。彼らは調査に責任を負う。

(2) 共同調査裁判官は、その任務遂行にあたり独立であり、いかなる政府あるいはその他の所属先からも指令を受けたり、求めたりしない。

(3) 調査範囲は、民主カンボジアの上級指導者及び 1975 年 4 月 17 日から 1979 年 1 月 6 日までの期間になされたカンボジアの刑法、国際人道法及び慣習、及びカンボジアが認めている国際条約に反する犯罪及び重大な違反に

対して最も責任のある者であると了解する。

(4) 共同調査裁判官は、調査に対する共同の取り組み方に達することを目的として協力するが、調査を進めることに合意できない場合には、同裁判(複数あるいは一人)が30日以内に彼らの見解の相違が第7条に従って解決されることを要請しない限り、調査は進められる。

(5) 第3条パラグラフ5に規定された指名リストに加えて、事務総長は2名のリストを提示し、最高司法評議会は、その中から1名を国際共同裁判官、又もう1名を予備の国際共同調査裁判官に任命する。

(6) 国際共同調査裁判官に空席あるいは補充の必要がある場合には、そのポストに任命される者は予備の国際共同調査裁判官とする。

(7) 共同調査裁判官の任期は裁判の行われる期間とする。

第6条(検事)

(1) 共同検事として、カンボジア人検事1名及び国際検事1名が両特別法廷で任務遂行にあたる。

(2) 共同検事は、高いモラルを持ち、犯罪事件の調査及び起訴取り扱いに高いレベルの能力と幅広い経験を有するものとする。

(3) 共同検事はその職務遂行にあたりいかなる政府あるいは所属先からの指令を受けたり、求めたりしない。訴追の範囲は、裁判官の場合と同様。

(4) 訴追に対する取り組み方は、裁判官の場合と同様。

(5) 国際共同検事及び予備の国際共同検事の選任方法についても裁判官場合と同様。

(6) 国際共同検事の空席についても裁判官と同様。

(7) 共同検事の任期についても裁判官と同様。

(8) 各共同検事は、特別法廷での訴追にあたり、副検事を1名以上の補佐を受ける。副国際検事は事務総長の提示するリストから国際共同検事が任命する。

第7条(共同調査裁判官間あるいは共同検事間の相違点の解決)

(1) 共同調査裁判官あるいは共同検事が、第5条パラグラフ4あるいは第6条パラグラフ4に従って、要請する場合には、事務局長に対してその立場の相違に関する事実関係及び理由を書面で提出するものとする。

(2) 相違は直ちに予審法廷(最高司法評議会が1名を議長とし任命する3

名の裁判官及び事務総長が指名し、最高司法評議会が任命する 2 名の裁判官で構成) で解決される。

(3) 事務局長は、申し立て文書を受領次第、直ちに予審法廷を召集し、同申し立て文書とそのメンバーに通知する。

(4) 予審法廷の決定(上訴なし)は少なくとも 4 人の裁判官の肯定的投票が必要である。同決定は事務局長に通知され、同事務局長はその決定を共同調査裁判官あるいは共同検事に通知する。彼らは直ちに同法廷の決定に従ってとり進める。決定に必要な多数決に達しない場合には、調査あるいは起訴が進められる。

第 8 条 (事務局)

(1) 「特別法廷」、「予審法廷」、共同調査裁判官及び検事局の世話をする事務局を設ける。

(2) カンボジア王国政府が任命する事務局長を置く。事務局長は国連の規則及び手続き事項を除き、事務局の全般的な運営に責任を負う。

(3) 事務総長が任命する国際事務次長を置く。国際事務次長は、全ての国際スタッフの募集及び特別法廷、予審法廷、共同調査裁判官、検事局及び事務局の国際部分全ての事務に責任を負う。国連及びカンボジア政府は、国際事務次長が事務総長に任命され次第、カンボジア政府による同人の任命が直ちに行われることに合意する。

(4) 事務局長及び事務次長は、事務局の効果的かつ効率的機能を確保するために協力する。

第 9 条 (特別法廷の管轄下にある犯罪)

特別法廷の管轄対象は、ジェノサイド犯罪の予防及び処罰に関する 1948 年の条約に規定されたジェノサイド犯罪、1998 年の国際犯罪法廷のローマ成文法に規定された人道に反する犯罪、1949 年のジュネーブ協定に規定された重大な違反及び 2001 年 8 月 10 日批准された特別法廷樹立に関する法律第 2 章に規定されたその他の犯罪である。

第 10 条 (量刑)

特別法廷管轄下の最大の有罪判決は終身刑とする。

第 11 条 (恩赦)

(1) カンボジア政府は、本合意に関係して取り調べあるいは有罪判決を受

ける者に対する恩赦あるいは特赦を要請しない。

(2) 上記規定は、これまで、1979年にジェノサイドの罪で有罪判決を受けた1人に対して、1996年9月14日特赦が与えられた1例があるのみであるとのカンボジア政府の声明に基づくものであり、国連及びカンボジア政府はこの特赦は特別法廷が決定する問題であることで合意している。

第12条（裁判手続き）

(1) 手続きはカンボジアの法律に従うものとする。カンボジアの法律が特定の問題を扱わない場合、あるいはカンボジア法の関連規則の解釈あるいは適用に関して不明確な点がある場合、あるいはそのような規則が国際水準に合致しているか疑わしい場合は、国際水準で定着した手続き規則の中にガイダンスを探すこともありうる。

(2) 特別法廷は、国際司法スタンダード、カンボジアが当事者である1996年の市民権及び政治的権利に関する国際規約（Covenant）の第14条及び第15条に規定された正義、公平及び法律の手続きに従って、その管轄権を行使する。公平な公開審問及び手続きの信頼性を確保するために、国連加盟国、事務総長、メディア及び内外の非政府組織のそれぞれ代表は、常に特別法廷の裁判手続きへのアクセスを有する。国際規約第14条の規定に従った裁判手続きから除外することは、関係法廷の見解の中で厳に必要である範囲に限定すべきであり、公開することが司法の利益を損なう場合にのみ限られる。

第13条（被告の権利）

(1) 1996年の市民権及び政治的権利に関する国際規約は、裁判の全過程を通じて尊重される。このような権利には、特に、次のような場合が含まれる。

①公平な公開審問、②有罪が立証されるまで無罪であると見なされる、③自分の選ぶ弁護士を雇う、④自分の弁護準備のために適切な時間及び便宜を与えられる、⑤十分な弁護士費用がない場合には官選の弁護士を提供される、⑥また、自分に反対の証言を調べる。

(2) 国連及びカンボジア政府は、特別法廷の設置に関する法律にある弁護士の権利とは、被告が市民権及び政治的権利に関する国際規約で保障された自分が選ぶ弁護士を雇う権利であることを意味するものであることに合意している。

第14条（建物）

(1) カンボジア政府は、共同調査裁判官の住居、検事事務局、特別法廷、予審法廷及び事務局のための建物を政府の費用負担で提供する。同政府は、又同政府と国連との間で別途合意することにより、彼らの活動に必要な施設、便宜及びその他のサービスを提供する。

第 15 条 (カンボジア人職員)

カンボジア人裁判官及びその他の給与はカンボジア政府の負担とする。

第 16 条 (国際職員)

国際裁判官、国際共同調査裁判官、国際共同検事及び国連が採用するその他の職員の給与は国連の負担とする。

第 17 条 (国連の資金その他の支援)

国連は次のことに責任を持つ。

(イ) 国際裁判官、国際共同調査裁判官、国際共同検事、事務局次長及びその他の国際職員

(ロ) 国連とカンボジア政府との間で別途合意した施設及びサービス

(ハ) 弁護士の報酬

(ニ) カンボジア国内から及び外国からの証人の移動

(ホ) 国連とカンボジア政府との間で別途合意した安全及び治安の取り決め

(ヘ) 調査、起訴及び特別法廷の円滑な機能を確保するために必要なその他の限定的な支援

第 18 条 (公文書の不可侵)

共同調査裁判官、共同検事、特別法廷、予審法廷及び事務局、並びに彼らに属し、使用された全ての文書及び資料は、カンボジア国内のどこに所在し、誰が保有しようとも、裁判の期間、不可侵とする。

第 19 条 (特権免除)

(1) 国際裁判官、国際共同調査裁判官、国際共同検事及び事務局次長は、家族とともに、外交関係に関する 1961 年のウィーン条約に従って外交要員に与えられる特権、免除及び便宜を享受する。特に次のことを享受する。

(イ) 逮捕あるいは拘留からの特権を含む身体の不可侵

(ロ) ウィーン条約に即した刑事、民事及び行政権からの特権

(ハ) 全ての書類及び文書の不可侵

(ニ) 外交要員に与えられるような個人の荷物に関する同様の特権及び便宜

(2) 国際裁判官、国際共同調査裁判官、国際共同検事及び事務局次長の給与、報酬及び手当ては、カンボジアにおいては税が免除される。

第 20 条 (カンボジア人職員及び国際職員の特権免除)

(1) カンボジア人裁判官、カンボジア人共同調査裁判官、カンボジア人共同検事及びその他のカンボジア人職員は、本合意に基づく公的資格における口頭及び書面による言葉及び全ての行為に関して、法的な手続きからの特権を有する。同特権は共同調査裁判官、共同検事、特別法廷、予審法廷及び事務局の雇用が終わった後も引き続き与えられるものとする。

(2) 国際職員は次の特権などが与えられる。

(イ) 上記 (1) と同じ特権が与えられる。

(ロ) 国連が支払う給与、報酬及び手当てに対する課税免除の特権が付与される。

(ハ) 移民制限からの特権

(ニ) カンボジアで初めて公務に就任する際の家具及び財は、サービスに対する支払いを除き、関税及び税を課せられることなく輸入する権利

(3) 国連とカンボジア王国政府は、本合意に基づく公的資格でなされた口頭及び書面による言葉及び全ての行為に関して、特別法廷設置に関する法律により与えられる特権が、職員が共同調査裁判官、共同検事、特別法廷、予審法廷及び事務局の任務を離れた後も適用されることに合意する。

第 21 条 (弁護士)

(1) 特別法廷が容疑者あるいは被告と認めた者の弁護士は、本合意の下における自由で独立した職務の行使に影響を及ぼすようなカンボジア王国政府のいかなる措置にも服従しない。

(2) 弁護士は特に次の権利が与えられる。

(イ) 個人が逮捕あるいは拘留されない特権及び個人の荷物が押収されない特権

(ロ) 疑者あるいは被告人の弁護士として職務遂行に関する全ての文書の不可侵

(ハ) 弁護士としての公的資格において口頭あるいは書面による言葉及び行為について刑事あるいは民事裁判権からの特権

(3) カンボジア国籍あるいは非カンボジア国籍にかかわらず、容疑者ある

いは被告の弁護に従事あるいは任命された弁護士は、その弁護にあたり本合意、弁護士資格に関するカンボジア法及び法律専門家としての倫理に従って行動するものとする。

第 22 条（証人及び専門家）

裁判官、共同調査裁判官あるいは共同検事の召還あるいは要請により出廷する証人及び専門家は、カンボジア当局により起訴、拘留あるいはその自由を制限されることはない。彼らは自由に独立したその職務遂行を妨げる当局のいかなる措置にも服しない。

第 23 条（被害者及び証人の保護）

共同調査裁判官は、共同検事及び特別法廷は被害者及び証人の保護を提供する。そのような保護措置とは、非公開の訴訟行為及び被害者あるいは証人の身分の保護を含むが、それに限定されない。

第 24 条（本合意に言及された人物の警備、安全、及び保護）

カンボジア王国政府は、本合意に言及された者の警備、安全及び保護を確保するために必要な全ての効果的かつ適切な行動をとる。国連及びカンボジア政府は、全ての被告人が自発的に特別法廷に出廷するか、あるいは彼らが逮捕されているかにかかわらず、カンボジア政府が全ての被告人の安全保証に責任を負うことに合意する。

第 25 条（共同調査裁判官、共同検事及び特別法廷を支援する義務）

カンボジア王国政府は、共同調査裁判官、共同検事及び特別法廷あるいはそのどれかが発出する命令により、不当に遅延することなく、いかなる支援要請にも応じるものとする。その要請は次の事項を含むが、それに限定されるものではない。

- (イ) 人物の身元及び居場所
- (ロ) 文書サービス
- (ハ) 人物の逮捕あるいは拘留
- (ニ) 非起訴者の特別法廷への護送

第 26 条（言語）

- (1) 特別法廷及び予審法廷の公式言語はクメール語とする。
- (2) 特別法廷及び予審法廷の作業言語はクメール語、英語及びフランス語とする。

(3) 公式文書のロシア語への翻訳及び公の審問のロシア語への通訳は、そのようなサービスが特別法廷の訴訟を妨げないことを条件に、カンボジア王国政府の自由裁量及びその経費により提供されるものとする。

第 27 条 (実務的な取り決め)

(1) 特別法廷の活動の効率及び費用対効果達成を目的として、法律的訴訟手続きの年代順に従って、特別法廷の設置のために段階的導入アプローチを採択する。

(2) 特別法廷の第一段階では、裁判官、共同調査裁判官及び共同検事が調査及び検察スタッフとともに任命され、調査プロセス及び起訴が開始される。

(3) すでに拘留中の者に対する予審プロセスは、特別法廷の裁判管轄権に該当する犯罪に責任あるその他の者の調査と同時に進行する。

(4) 特別法廷の裁判管轄権に該当する罪を犯した容疑者の調査が完了次第、逮捕状が出され、逮捕を実行するカンボジア王国政府に提出される。

(5) カンボジア王国政府が同国内における非起訴者を逮捕することにより、特別法廷は、最高裁法廷の裁判官が案件を把握し、職務に就くことを条件に、完全に活動を開始する。予審法廷裁判官はその任務が必要とされる時のみ職務に就く。

第 28 条 (協力の撤回)

カンボジア王国政府が、特別法廷の構造あるいは組織を変更するか、さもなければ、本合意の条件に合致しない方法で機能させるようなことがある場合には、国連は本合意に従って資金的、その他の援助を中止する権利を留保する。

第 29 条 (論争の解決)

本合意の解釈あるいは適用に関して当事者間で論争がある場合には、交渉あるいは双方で合意する解決方法により解決する。

第 30 条 (本合意の承認)

当事者を拘束するためには、本合意は国連総会が承認し、カンボジアが批准しなければならない。カンボジア王国政府は可能な限り早期に批准を得るために最大の努力をする。

第 31 条 (カンボジア国内での適用)

本合意は、条約締結能力に関してカンボジア王国の国内法の関連規定に従

った批准により、カンボジア王国内で法律として適用される。

第 32 条（効力発生）

本合意は、効力発生の法的要件が満たされたことを両当事者が相互に文書により通知後に効力を発する。

2003 年[月 日][場所]において英語で 2 部作成

国際連合のために

カンボジア王国政府のために

カンボジア地図

